

## 柏崎市市有財産貸付けに係る公募型プロポーザル 貸付条件等

### 1 対象地で行う事業内容について

対象地において行う事業内容は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 地域の理解を得ながら、運営を行うこと。
- (2) 地域振興や地域貢献に資する事業内容であること。
- (3) 関係法令等の規定を遵守すること。

### 2 費用負担について

貸付料のほか、以下に掲げる費用は、借受人の負担とする。

- (1) 契約に要する費用
- (2) 事業内容を実施するために必要な工事、運営に要する費用
- (3) 対象地の日常の維持管理（光熱水費、通信費、修繕費等）に要する費用

※対象地に修繕の必要が生じた場合は、あらかじめ市の承認を得た上で、借受人の負担で行うものとする。

- (4) 貸付期間終了後の対象地の原状回復に要する費用

### 3 対象地の工事について

市の承認を得た上で、必要な届け出を諸官庁へ行うこと。なお、承認に際しては、工事実施における附帯条件を付す場合がある。

### 4 許可等について

対象地での事業内容に伴い、関係法令上必要となる諸官庁への申請、届出、検査等については、借受人が行うこと。

### 5 現地状況について

敷地南側に敷設されている隣接地への給水管を損傷しないこと。なお、土地の利用に当たっては、給水管の維持管理に支障がないように配慮すること。